

簡 易 公 開 調 達 公 告

令和５年度和歌山下津港クルーズ客船寄港時保安警備業務（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「自治法令」という。）第１６７条の２第１項第１号及び和歌山県財務規則（昭和６３年和歌山県規則第２８号）第１０８条の規定に該当するもの）について、次のとおり簡易公開調達を行うので、和歌山県役務の提供等の契約に係る簡易公開調達実施要領（平成２０年制定）第５条の規定に基づき公告する。

令和５年５月１７日

和歌山県知事 岸 本 周 平

１ 簡易公開調達に付する事項

（１）事業年度

令和５年度

（２）調達業務の名称

令和５年度和歌山下津港クルーズ客船寄港時保安警備業務

（３）調達業務の内容

仕様書のとおり

（４）履行期限

令和５年６月１２日まで

２ 簡易公開調達に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

（１）自治法令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（２）和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成２０年和歌山県告示第１２６１号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『４ 警備』の小分類『３ 港湾・空港施設警備』であること。

（３）海草振興局管内に本店を有する者であること。

（４）和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成２０年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

（５）和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成２０年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

３ 仕様書及び簡易公開調達説明書を交付する場所及び期間

（１）場所

和歌山下津港湾事務所

和歌山市築港６丁目２番地

（２）期間

公告日から令和５年５月２４日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第３９号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前９時００分から午後５時３０分まで（最終日にあつては、午後５時００分まで）

（３）質問の期間

仕様書及び簡易公開調達説明書について質問がある者は、公告日から令和５年５月２２日（月）までの間において、和歌山下津港湾事務所総務管理課に対して、所定の書面（フ

アクションを含む。)により行うこと。

その他質問の方法等については、簡易公開調達説明書のとおり

4 簡易公開調達の見積書の提出の場所及び期間（提出期限）

（１）場所

和歌山下津港湾事務所

和歌山市築港６丁目２番地

（２）期間（提出期限）

公告日から令和５年５月２４日（水）までの県の休日を除く日の午前９時００分から午後５時３０分（最終日にあつては、午後５時００分）まで

5 簡易公開調達の方法に関する事項

（１）落札者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、見積者（見積書を提出する者をいう。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を見積書に記入すること。

（２）簡易公開調達は、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出して行うこと。

（３）見積書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には見積者の氏名及び調達業務の名称を表示すること。

（４）郵送により見積書を提出する場合には、（３）の見積書を入れた封筒を提出期限までに、和歌山下津港湾事務所総務管理課へ必着させること。

（５）その他見積もり方法の細目については、簡易公開調達説明書のとおり

6 簡易公開調達の無効に関する事項

本公告に示した簡易公開調達資格のない者がした見積もり及び簡易公開調達説明書に記載する無効な見積もりに該当する見積もりは、無効とする。

なお、本県から和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の交付を受けた者であっても、決定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等見積書の提出期限の日の時点で２に掲げる要件を満たしていない者のした見積もりは、無効とする。

7 落札者の決定に関する事項

（１）簡易公開調達の要件、執行方法等の細目については、簡易公開調達説明書に記載するとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期し、又は取りやめることがある。

見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で簡易公開調達を公正に執行できない状況にあると認めたときは、簡易公開調達を延期し、又はこれを廃止することがある。

（２）この簡易公開調達の開札（封筒を開封し、見積書を確認することをいう。）は、見積書の提出期限後直ちに、和歌山下津港湾事務所総務管理課の複数の職員により行うものとする。

（３）和歌山県財務規則第１０９条の規定により同規則１０２条の規定に準じて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積もりを行った者を落札者とする。

（４）落札者となるべき同価の見積もりをした者が２人以上あるときは、直ちに当該見積者に代わって当該開札事務に関係のない和歌山下津港湾事務所総務管理課の職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（５）落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が２に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、和歌山

県は落札者に対して損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。

8 契約書の要否

否

9 その他

この簡易公開調達及びそれに基づく発注（契約）に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山下津港湾事務所 総務管理課

(2) 所在地

和歌山市築港6丁目22番地

郵便番号 640-8287

電話番号 073-431-7266

ファクシミリ番号 073-431-7165